

別紙 1

デジタルマーケティング推進事業実施業務委託仕様書

1 業務委託の名称

デジタルマーケティング推進事業実施業務委託

2 業務の目的

本業務は、富山県が推進する各種事業について、適切なターゲット層に効果的に情報を届けるために、職員に対する研修と専門的な助言を通じて、効果的かつ効率的な情報発信を实践できるよう支援する。

職員が効果的な情報発信を円滑に行えるよう、デジタルマーケティングについての基礎的な職員研修や各所属のデジタルマーケティングを活用した広報への支援を行うほか、本事業の担当職員が、各所属からのデジタルマーケティングに関する具体的な相談や問合せに対応できるように、担当職員向けにデジタルマーケティングの技術的・専門的な研修や助言を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 職員に対する研修の実施

職員が様々な情報発信媒体を活用し、適切な手法で広報を实践できるように、自治体広報に精通する広報・情報発信の専門家による研修を実施すること。研修は1～2時間程度とする。

なお、実施方法は対面形式、オンライン、ハイブリット開催を問わないが、多くの職員が受講できるよう、研修の様子は撮影し、アーカイブ動画配信を必須とする。

■研修テーマ

下記の4テーマについて提案すること。セミナーは1～2時間程度とすること。

ア デジタルマーケティング事業設計における注意点（ターゲットの行動変容を促す事業の組み立て方など効果的なデジタルマーケティングに必要な考え方）

イ デジタル広告配信の事業委託で押さえておくべきポイント（デジタル広告配信委託における適切な情報発信計画を立てるうえでの報告書の読み解き方など）

ウ AI時代におけるSNSでの効果的な情報発信（AIの導入により、SNSのアルゴリズムが急激に変化し、SNSによるレコメンドが当たり前となるなかで、現行のアルゴリズムを踏まえた投稿方法の見直し方など）

エ 生成AIを活用したこれからの広報（企画・アイデア出し、クリエイティブでの訴求方法、データ分析・整理など広報分野における生成AIをアシスタントとした効果的な広報など）

(2) 各所属に対する支援の実施

各所属が予算要求や事業を実施するときに、デジタルマーケティングを活用した効果的な広報ができるように相談会の開催や専門的な助言など、各所属に対する支援方法について提案し、実施すること。なお、支援を検討する事業数は30事業程度とし、支援する事業については広報課と協議のうえ決定する。

また、下記については支援を必須とする。

(支援例)

- ・仕様書作成に向けた支援
- ・プロポーザル審査の支援
- ・広告運用結果の報告/分析の支援

(3) 本事業の担当職員に対する支援の実施

本事業の担当職員（広報課職員4名程度）が、各所属からの具体的な相談や問合せに対応できるように、デジタルマーケティングの基礎や技術的・専門的な研修およびマニュアルの作成を行うなど、支援方法等について提案し、実施すること。また、(2) 各所属に対する支援を実施するうえで、担当職員からの質問には随時対応すること。

■研修テーマ

下記の3テーマについて提案すること。セミナーは1～2時間程度とすること。

ア 計測ツール（GoogleアナリティクスやGoogleタグマネージャーやマイクロライアントセンターなど）の操作方法・活用方法

イ 主なSNSの広告配信の特徴（広告フォーマットや課金方式、目的別活用例）

ウ デジタル広告運用における分析・改善方法 など

(4) 必要経費について

職員研修の会場借上費や消耗品等、上記(1)～(3)の実施にあたり必要となる全ての経費については、受託者の負担とする。

5 想定スケジュール

	令和8年			令和9年
	3～6月	7～9月	10～12月	1～3月
提案の公募・契約締結				
職員に対する研修の実施				
各所属に対する支援				
本事業の担当職員に対する支援				
報告書作成・提出				

6 納入成果品

(1) 納品物

ア 業務報告書

- ・様式は任意とし、委託業務で実施した内容を記載すること
- ・職員に対する研修を実施した際には、その内容（実施日時、研修講師名、研修内容、参加者人数等）や受講者アンケート結果を記載すること
- ・各所属に対する助言を実施した際には、その内容（実施日時、助言相手、助言内容、助言結果）を記載すること。なお、各所属に対する助言内容については、実施した都度、県に報告すること。

イ 本事業の担当職員向けマニュアル

- ・様式は、A4縦型、電子データで納品すること。このほか、マニュアル作成に必要な内容は、県と協議の上決定すること。
- ・「4 委託業務の内容（3）本事業の担当職員に対する支援の実施」で実施する研修の内容を盛り込むほか、それぞれの項目に対し研修を実施した専門家が監修すること。

(2) 納入先

富山県知事政策局広報課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL:076-444-3134
E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp

7 留意事項

- (1) 本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受注者は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ富山県の書面による承認を受けたときは、この限りではない。